

街道が伝える「伝統のわざ」未来へ継承 入場無料

第一回 地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会(静岡)

10/13㊥

▶グランシップ 中ホール (13:00~15:30)

開会式

基調講演



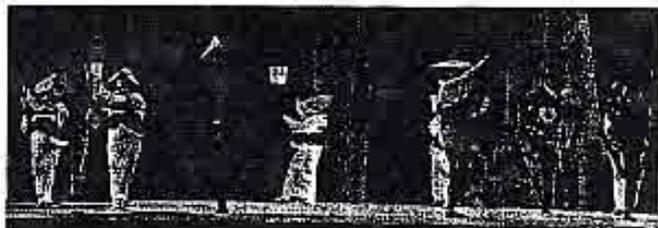
- 山本寛斎(服飾デザイナー)
—地域伝統芸能の活用による豊かなまちづくり—

シンポジウム

- 三隅治雄(日本民族芸能国際交流協会)
- 溝本郁夫(広島県美土里町:神楽門前湯治村)
- 中村美智則(富山県八尾町:八尾町商工会)
- 五大路子(女優)
- ダニエル・カール(タレント)

アトラクション

- 越中おわら節(富山県八尾町)おわら風の盆・飛脚街道節



10/14㊤

▶グランシップ 中ホール (13:00~15:30)

体験プログラム

アトラクション

古典噺・司会 春風亭昇太

- からくり「からす天狗」(愛知県名古屋府)
- 九代目玉屋庄兵衛 高梨生馬
- 神楽衣装(静岡県)

地域伝統芸能の実演

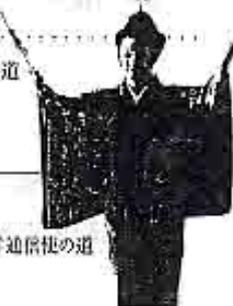
- パンケツ(大韓民国・ソウル特別市)朝鮮通信使の道
- 琉球民謡・舞踊(沖縄県沖縄市)江戸上りの道
- 空手(沖縄県沖縄市)江戸上りの道

▶グランシップ 大ホール (16:00~18:00)

地域伝統芸能公演

《東海道を南へ、西へ、街道をゆく》

- 大井川川越し太鼓(静岡県金谷町)東海道
- サムルノリ・花冠舞(大韓民国・ソウル特別市)朝鮮通信使の道
- 琉球民謡・舞踊(沖縄県沖縄市)江戸上りの道
- 浮立玄蕃一流(佐賀県佐賀市)長崎街道
- 比婆荒神神楽(広島県東城町)山陰道筋東条街道
- こきりこ踊り(富山県平村)五箇山街道
- 獅子舞かんからまち(静岡県掛川市)東海道



●都合により、演目・出演者の変更が生じる場合もあります。

主催:財団法人地域伝統芸能活用センター・静岡県・静岡市
 後援(予定):国土交通省・経済産業省・農林水産省・文化庁・総務省・日本放送協会・国際観光振興会・日本小型自動車振興会
 協賛:静岡県観光協会 協力:日本観光協会・全日本郷土芸能協会・県内交通機関各社

景観形成への取組み状況について

・景観形成に向けた取組みについて

市町村が中心となって地域の実情に応じた良好な景観形成が行われるよう、次のような取組みを実施

1. 美観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区等の地域地区制度、地区計画制度等の都市計画制度による建築活動等の規制・誘導を促進
2. 景観に配慮した公共施設等の整備が行われるよう、各種補助制度を充実

小樽運河周辺地区

- ・シンボルロード整備事業によって、運河水面や石造倉庫群を残しながら街路整備を実施
- ・地区内の歴史的建造物等と調和した魅力あるまちなみの形成を図るため、当該地区周辺において建物の高さや形態を地区計画によって規制

川越市旧城下町地区

- ・歴史的地区環境整備事業（歴みち事業）によって、蔵作りの町屋等が多く残る地区で歴史的景観に配慮した街路整備を実施、環状道路の強化により地区内通過交通を軽減
- ・伝統的建造物群保存地区制度により伝統的建造物の保存と他の建物の修景等を実施

・屋外広告物に関する規制について

都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法で定める基準に基づき、屋外広告物条例を定め、必要な規制を実施

1. 規制の目的：美観風致の維持、公衆に対する危険の防止
2. 規制の内容：地域や物件等を指定し、屋外広告物の表示を禁止又は制限

京都市

- ・禁止区域では、自家用広告物についても設置を禁止
- ・規制区域のうち規制が厳しい区域では、一般の広告物の許容面積を 5 m²以内に制限

北海道

- ・禁止地域では、1 個当たり 5 m²までの自家用広告物を許容
- ・許可地域のうち規制が厳しい地域では、一般の広告物の許容面積を 30 m²以内に制限



都市景観形成に資する規制・誘導方策

(1) 都市計画において定めるもの

a. 風致地区

都市の風致を維持するために都道府県（10ha未満のものは市町村）又は指定都市が定めるもので、政令で定める基準に従って都道府県（10ha未満のものは市町村）又は指定都市の条例に基づき、建築物の建築等一定の行為について必要な規制をすることができます。

b. 美観地区

市街地の美観を維持するために市町村が定めるもので、この地区が定められた区域については、美観の保持のために必要な建築物に関する制限を市町村の条例で定め、建築確認の対象とすることができます。

c. 地区計画

それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全するために、市町村が都市計画に定めるもので、方針とそれに沿った身近な公共施設、建築物等についての整備計画から構成されます。整備計画には、建築物の高さ、壁面の位置、意匠等に関する制限を定めることができ、個別の建築について届出勧告制度が適用されるとともに、その内容を市町村の条例で定めた場合には、建築確認の対象となります。

d. 特定街区

市街地の整備改善を図るために街区を単位として市町村が定めるもので、特定街区が定められた街区においては、通常の容積率制限、斜線制限を緩和することとあわせて、建築物の高さ、壁面の位置について規制する等により、良好な市街地環境の形成に資する措置（有効な空地の確保、建築物の適正な配置及び形態の実現等）が行われるよう誘導されます。

e. 歴史的風土特別保存地区

国土交通大臣の指定した歴史的風土保存区域内において、当該区域の枢要な部分を構成している地域を歴史的風土保存計画に基づき保存するために府県又は指定都市が定めます。建築物の建築等一定の行為について知事又は指定都市の長の許可を必要とし、許可が得られない場合は、損失補償及び必要な土地の買入れを行います。

f. 緑地保全地区

樹林地、草地等の緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全するために都道府県（10ha未満のものは市町村）又は指定都市が定めるもので、建築物の建築等一定の行為について知事又は指定都市若しくは中核市の長の許可を必要とし、許可が得られない場合は、損失補償及び必要な土地の買入れを行います。

g. 生産緑地地区

市街化区域内の農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地を市町村が定めるもので、これにより、営農義務、行為の制限等が生じます。

h. 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が定めるもので、この地区が定められた区域については、条例により現状変更の規制及びそのために必要な通常の建築基準の適用除外並びに保存のための各種事業が行われます。

(2) その他の制度

必要に応じ、総合設計制度、建築協定、緑地協定、屋外広告物規制、保存樹・保存樹林の指定、都市緑化推進計画等の制度を活用することにより、更にきめ細かい都市環境の保全・創出を図ることができます。

緑化重点地区整備事業



緑化重点地区240ha





I 街路・道路事業

a. シンボルロード整備事業(昭和59年度創設)

行政、地元住民、学識経験者等が協力して整備計画を策定し、当該計画に従って、都市や地方の顔となる街路を地域社会の象徴(シンボル)として整備を行う。

道路交通機能の確保、ゆとりある歩道幅員の確保、ポケットスペースの整備、その都市固有の材料やデザインによる郷土色豊かな並木のみちづくり等により地域の特色を生かした道路空間を形成。

b. 身近なまちづくり支援街路事業(平成8年度創設)

統一したまちづくりテーマの実現を目的として、総合地区整備計画の策定された地区において、従来からの幹線街路整備に加え、生活に密着した地区レベルの街路の再整備(グレードアップ等)等を体系的に行う。

歴史的環境整備地区、都市景観整備地区等様々やタイプの地区に応じ、ポケットパーク、電線類地中化、緑化、街路空間のグレードアップに関する整備等からメニュー選択。

c. 電線共同溝整備事業(平成7年度創設)

良好な都市景観の形成、安全で快適な通行空間の確保等を図るため、道路の地下空間を活用して、電力線、通信線等を収容する電線共同溝(C・C・BOX)の整備を行う。

電線共同溝整備にあたっては、国庫補助、道路開発資金及び日本政策投資銀行の低利融資制度の活用、税制の優遇が講じられる。

d. 暮らしのみちづくり事業(平成7年度創設)

地域の歴史や文化を感じさせる地区、駅前などまちの顔となるような地区等において、暮らしのみちづくり計画に基づき、まちづくりのみちづくりを一体的に行う。

道路整備事業における高品質舗装、照明施設等、道路整備と一体となった修景事業等を面的に一括して助成。

II 河川事業

a. マイタウン・マイリバー整備事業(昭和63年度創設)

良好な水辺空間の整備の必要性が高く、沿川における市街地の整備と併せて河川改修を進めることが必要等と考えられる河川について、沿川の再開発、区画整理、道路等事業と一体となって水辺環境の向上に配慮した河川改修を行う。

b. 桜づつみモデル事業(昭和63年度創設)

堤防側等の整備と併せ、桜等の植樹により地域住民が水辺空間に親しむための施設の整備を行うことにより、堤防の強化と併せて、地域の環境の向上を図る。

c. ふるさとの川整備事業(平成6年度創設)

市町村のシンボリックな河川において、河川管理者と市町村長が整備計画を策定し、周辺の景観や地域整備と一体的となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

整備河川の指定を受けた河川について、ふるさとの川整備計画を策定し、認定された後に重点的整備を行う。

d. 河川再生事業(平成7年度創設)

同辺の環境に対し、河川環境が著しく劣悪な河川において、本来の川らしい河川を再生するために、河道の拡幅や河道の二重化等を行うとともに、自然な河岸や瀬や淵を有する河道の形成等を行う。

III 下水道事業

a. 水環境創造事業 水循環再生型(平成11年度創設)

健全な水循環系の再生を図ることを目的に、下水処理水又は雨水をせせらぎ用水として有効活用しながら、親水性のある水辺空間の整備等を行う。

都市景観形成に対しては、地方公共団体に対し、雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を創出するせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等について助成。

IV 公園事業

a. 緑化重点地区総合整備事業(平成11年度創設)

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、「都市景観形成地区」「都市環境改善地区」及び「防災機能向上地区」において、緑の骨格をなす公園緑地の整備及び公共公益施設の緑化を総合的に推進し、緑のまちづくりの拠点として緑豊かな環境の形成を図る。

V 面的整備事業・住環境整備事業

a. ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業(昭和62年度創設)

「顔づくり計画」の策定及びこれに基づき行われる、インターロッキング舗装、優れたデザインの照明灯等高品位な工事について補助。

b. 歴史的建築物等活用型再開発事業(平成元年度創設)

市街地再開発事業の施行地区内において、都市のランドマークになっているなど都市景観上重要な歴史的建築物等を積極的に保全・有効活用し、機能面での向上を図りながら一体的な整備を行う。

c. 都市再生総合整備事業(拠点整備型) 市街地環境整備事業(平成12年度創設)

街路、区画整理、再開発等の基幹的な事業の実施に併せ、優れた街並みの形成を図るべき、地区計画等規制・誘導措置の講じられる地区において、都市景観形成のための各種施設等の整備を総合的に支援する。

都市拠点整備総合計画、市街地環境整備総合計画に基づき、緑化施設、せせらぎ、モニュメント等きめ細かな施設、地域交流センター、人工地盤等に対し、メニュー補助方式を基本として補助。

d. まちづくり総合支援事業(平成12年度創設)

中心市街地の活性化、水・緑・文化・歴史空間の整備等の地域の抱えるまちづくりの課題解決のために連携して行われる各種市町村事業について、市町村の策定する「まちづくり事業計画」に基づきパッケージで一括採択、一括交付する補助制度。

補助対象には、道路・街路、公園等の施設整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備の他、緑化施設、せせらぎ、モニュメント等の修景施設、地域交流センター、人工地盤等の高次の都市施設、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業等、多彩なメニューが含まれており、美しい街並みの形成等「地域が主役のまちづくり」を強力に支援。

e. 街なみ環境整備事業(平成5年度創設)

生活道路等の地区施設が未整備であること、良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅等の整備を官民一体となって行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業計画に基づき行う道路の美装化、小公園、防火水槽、集会所等の整備、住宅等の修景に対して補助。

